

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県地方産業教育審議会条例	公 布 日	昭和26年7月25日
条 例 番 号	昭和26年三重県条例第24号	直 近 改 正 日	昭和60年12月27日
所管部局課	教育委員会事務局高校教育課	電 話 番 号	059-224-3002
条例の概要	三重県地方産業教育審議会設置に関し、組織や委員について定めるものである。		条例の 類型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	産業教育の振興のために外部の有識者の多様な意見を県教育委員会の施策に反映させるための三重県地方産業教育審議会の設置が必要であり、条例の目的は現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	三重県地方産業教育審議会の設置のためには、産業教育振興法第11条の規定に基づき、条例で定めることが必要であり、産業教育の振興のためには、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	今後の職業教育のあるべき姿を見直し、その改善・充実について審議を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	産業教育振興法第11条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	産業教育振興法第11条により、地方産業教育審議会を設置できるとされており、本県の産業教育の振興のためには本審議会の設置が必要である。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	産業教育の振興は高校生の社会に参画する力の育成に必要であり、「みえ県民力ビジョン」の政策 - 2教育の充実と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	産業教育の振興のためには、社会や経済等の動向を踏まえ、産業界、経済界、勤労界が求める人材育成について審議し、産業教育に反映させることが望ましい。従って、委員については、各分野及び教育界の学識経験者等で構成している。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例の規定の一部を廃止した場合、委員の選任に支障が生じると考えられる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	専門委員の任命については、審議会委員の専門外の方で調査審議が必要となった場合に、専門の事項の調査審議を行うため必要である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	審議会委員の専門外の分野で調査審議が必要となった場合に、専門委員を任命することにより、専門の事項の調査審議を効果的に行なえる。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えられる。	審議会委員の人数は、産業教育に関し学識経験のあるもの等を各分野から複数名選出する必要があるため、10名としている。 任期については、産業界を取り巻く社会情勢を踏まえた産業教育の推進を審議する必要があるため、2年としている。特に生徒の就職状況は社会の経済情勢等の影響を受けることを鑑みて、課題に応じた学識経験者を任命する必要がある場合がある。	無	無